

シンポジウム「年金改革の方向性と論点を考える」

(2003年3月11日、於国立社会保障・人口問題研究所)における高山発言

年金財政問題

過去分の財源手当を

高山 年金改革における最大の問題は、厚生年金のバランスシートに基づいた議論がほとんど行われていないことである。前回財政再計算時の計数によると、将来期間に対応した給付現価1430兆円のうち、その財源の手当てがつかない金額は80兆円だけである(図参照)。財源手当の仕方には、保険料を引き上げる、給付をさらに下げて調整する、税金を追加投入する等のさまざまな選択肢があるのだが、いずれにしても、財源手当がつかない部分は、将来分についていえば標準報酬月額ベースで1.1%だけである。給付を若干引き下げるか、税を多少余分に投入すれば、この1.1%分の財源問題は解消してしまう。

むしろ問題は、過去期間に対応した給付現価720兆円のうち財源手当がつかない部分が450兆円あることである。

このようにバランスシートからみると、過去分における拠出と給付の関係がアンバランスである一方、将来分については、ほとんどバランスしている。現行制度でも将来分はほぼバランスしているが、財源手当のない部分が過去分に集中している。これをどのように処理するのか。厚労省では将来にわたって保険料を引き上げ、現在、総報酬ベースで13.58%の保険料を20%程度まで引き上げて、過去、財源手当してこなかった部分の穴うめをしようと考えている。しかし、それはさまざまな混乱をもたらす。

一部に「バランスシートは積立方式下では問題になるが、賦課方式下の年金にはなじまない」という議論があるものの、それは誤っている。給付建ての年金制度では、過去の拠出に基づいて年金に関する期待権あるいは既得権が発生する。賦課方式であろうと、積立方式であろうと期待権・既得権としての給付を約束するわけであり、賦課方式下でも給付債務は存在する。

保険料負担問題

保険料引上げに疑問

高山 若い世代にとっては、自分たちの将来について、すでに拠出と給付がほぼバランスしているのに、どうして過去の不始末の面倒を自分達がみななければならないのかという気持ちになってしまう。これは加入意欲の問題に跳ね返る。また、企業関係者にとっても、保険料負担増が人件費をさらに圧迫する要因になり、リストラ等さまざまな対応を迫られる。保険料はいわば賃金税であって、賃金税をこのような経済環境のもとで引き上げていくことが、本当に経済的に合理性を持っているかが問わ

れているのである。年金財政のつじつま合わせのために、保険料を引き上げて本当に良いのか。

前回改正時にも、あのような厳しい経済状況のなかで保険料を引き上げるべきではなく、むしろ引き下げたらどうかと主張したが、要は過去に処理してこなかった問題を、これからどうするかという問題である。給付を引き下げる選択肢、税金を追加投入する選択肢もあるなかで、なぜ保険料引き上げを中軸にするのか。保険料引き上げを中心にして対応することにより、年金制度に対する信頼が失われ、若い世代が年金から離れてしまう。企業も保険料負担をますます嫌がるだろう。そうした状況を深刻化させる対応で、根本的な問題の解決になるのかということである。

もう一つ、「方向性と論点」で新しい方式として、保険料固定方式の提案がある。しかし、保険料が固定されるのはずっと先の時点であり、当分の間は保険料を引き上げていく仕組みである。このことが、ほとんど議論の対象となっていない。さらに保険料固定方式では、従来と異なり、向こう5年間だけでなく、その先の20年間分、保険料を法律であらかじめ規定するということになりそうである。確かに、これに期待している方々は与党関係者や厚労省には多い。5年に1回の年金改正の度に保険料引き上げ、給付の引下げをお願いすることは、与党としても提案しにくく、もう嫌気がさしているということだろう。保険料アップの提案は今回の改革を最後にしたいということではないのか。

保険料固定方式への改革は、将来分まで全部背負い込んでしまう形での保険料固定・長期法定化の提案である。他方、給付についてはマクロ経済スライドが提案されている。社会と経済が人智を超えて変動するなかで、給付面では弾力的かつ柔軟に対応するというものだが、こと保険料負担については経済がどうであれ、社会がどうであれ、とにかく20%までお構いなしに引き上げ、その後、固定するというをあらかじめ決めてしまう提案なのである。これは極めて非弾力的であり、柔軟性を欠いた対応と言わざるをえない。

年金財源問題

消費税・年金課税検討

高山 税制との関連では、前回の積み残しとなっている基礎年金国庫負担の2分の1への引き上げ問題がある。2004年までの期限があり、「安定財源を確保する」という非常に難しい条件をクリアしなければならぬ。個人的には、この条件を2004年までにクリアすることは難しいと思っている。

むしろ基礎年金国庫負担3分の1か、2分の1かという議論だけで良いのか。税で賄うべき年金給付とは何かという議論がその前に必要である。現在のように定額の年金給付のある一定割合を税金で賄うために、財源が足りない、については増税をお願いするという単純な説明で、本当に増税ができるのか。増税が好きな人は1人としていない。税で賄うべき年金給付とは何なのか。「上に薄く下に厚い」給付とすることも考えられるのである。さらに過去において財源手当をしてこなかった部分に追加分の国庫財源を集中的に投入することも検討する必要がある。

(「週刊社会保障」2003年4月28日/5月5日号より)

厚生年金の給付現価と財源構成（2000年3月末時点で一時金換算）

（国庫負担割合：1 / 3）

財源手当が なされていない部分 450兆円	財源手当がなされていない部分 80兆円
	年金保険料 1170兆円 (13.58%)
積立金 170兆円	
国庫負担金 100兆円	国庫負担金 180兆円
過去期間に対応した 給付現価 720兆円 (過去に納付した保険 料で支払いが確定し ている年金給付額の 合計)	将来期間に対応した給付現価 1430兆円 (これから支払われる保険料によって支 払い約束がなされる年金給付額の合計)

- (注) 1 賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.5%、割引率4.0%
- 2 保険料率：総報酬ベース
- 3 積立金は改正前制度における給付現価の比率で1階と2階へ按分して振り分けた。

(出所) 厚生労働省『厚生年金・1999年財政再計算結果』より高山が作成した。